

## 測量・調査設計等業務委託契約書の作成について

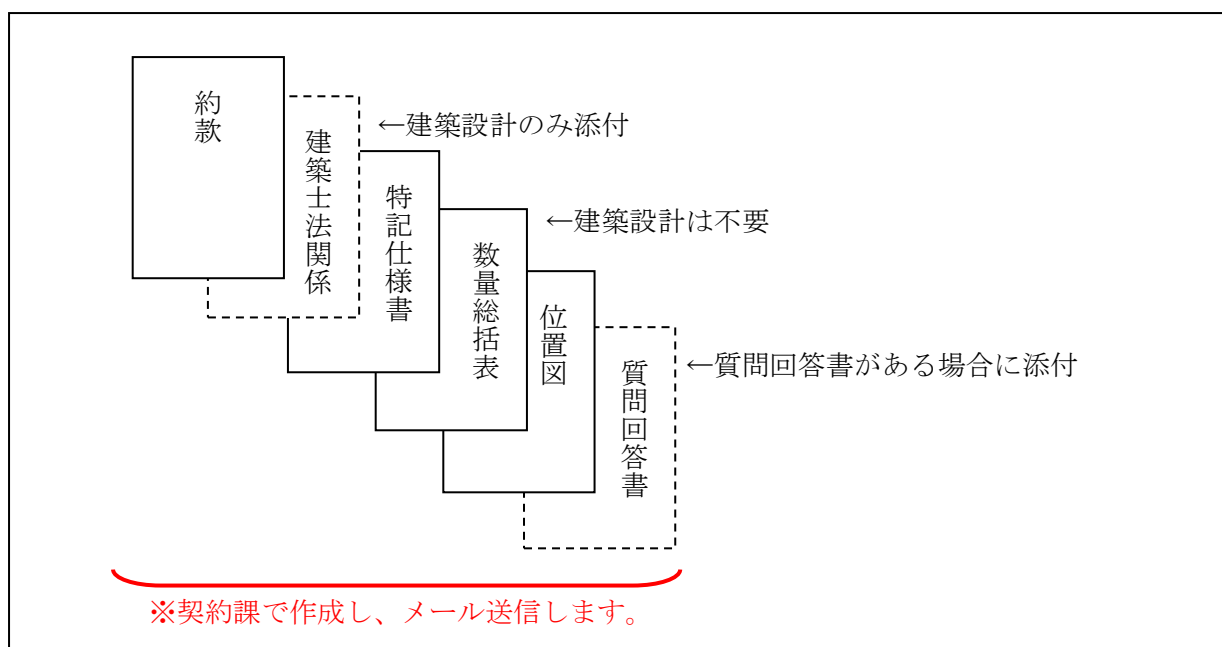
佐世保市 契約課

落札決定後は、契約課にて「契約案内」を受領し、本案内のとおり契約書等をご準備いただき、契約日の前日までに契約課へご提出をお願いします。

### 1. 測量・調査設計等業務委託契約書（2部提出してください。）

- (1) 契約書（約款、特記仕様書等）については、落札決定後に契約課で作成しメール送信しますので、2部印刷してください。

#### ●契約書の綴じ方（契約上拘束する。）



※「図面」については、契約上拘束するものですが、契約書への添付は必要ありません。（図面袋も添付不要です。）

※「参考資料」は、あくまで入札参加業者の適正迅速な見積りに供するための資料であり、何ら請負契約上の拘束力を生ずるものではありません。

- (3) 印刷した契約書2部の表紙に押印し、袋とじした表裏両面に割印を押してください。また、1部には消費税抜きの契約金額に応じた額面の収入印紙を貼付（割印必要）してください。

※ 収入印紙の税額は、国税庁ホームページに掲載されている「印紙税額一覧表」等で確認できます。

### 2. 添付書類（契約書には袋とじせず提出してください。）

- (1) 業務工程表（市保管用、市監督職員用をそれぞれ1部ずつを提出してください。）

(2) 管理技術者決定通知書（2部提出してください。）

※ 管理技術者決定通知書には、以下の関係書類を添付してください。

① 管理技術者の資格等を証明する書類

【技術士法や測量法等の業務を要する場合】

- ・資格証明書等の写し（国家資格を有する技術者の場合）
- ・実務経験証明書（実務経験による技術者の場合）※市ホームページ掲載の様式を使用して下さい。

【建築士を配置する場合】

- ・建築士免許証等の写し

② 管理技術者が貴社と雇用関係にあることを確認できる書類（写し）を提出してください。

【雇用関係を確認するための書類等（例）】

- ・住民税特別徴収税額通知書
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ・雇用保険の「事業所別被保険者台帳照会」など

(3) 履行保証

業務委託料（税込）の10分の1以上の保証が必要です。

- ① 現金納付（※ 納付書を用意しますので、事前に契約課の工事担当までご連絡ください。）
- ② 保証会社（西日本建設業保証（株）等）の保証
- ③ 保険会社の履行保証保険等
- ④ 実績免除

以下の条件すべてを満たす実績が2件以上ある場合は、契約保証金の実績免除申請が可能です。希望者は「契約保証金免除申請書」及び「業務完了確認書、履行証明書又は契約書（変更契約がある場合は、当初及び変更契約書）の写し（いずれか1点）」を提出してください。

【条件】

- ・地方公共団体、独立行政法人又は国（公社又は公団を含む）を相手方とした調査、設計又は測量業務委託契約
  - ・今回案件の契約締結時の年度の前々年度までの期間に契約を締結し完了したもの
  - ・契約金額が今回契約金額の100分の90以上のもの
- ただし、令和8年度については、今回契約金額の100分の70以上のものとします。

※ 2(1)及び(2)の様式は、佐世保市ホームページよりダウンロードしてください。

【問い合わせ先】

佐世保市 契約課

TEL(0956)25-9649

FAX(0956)25-9624